

令和2年第2回

中津川市議会（臨時会）議案

令和2年5月18日

令和2年第2回中津川市議会（臨時会）議案目次

報第 2号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議第44号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
議第45号	損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

報第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月18日提出

中津川市長 青山節児

- 1 中津川市税条例等の一部改正について（専第1号）
- 2 中津川市介護保険条例の一部改正について（専第2号）
- 3 中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について（専第3号）
- 4 中津川市国民健康保険条例の一部改正について（専第7号）
- 5 中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（専第8号）
- 6 中津川市税条例の一部改正について（専第10号）

専第1号

中津川市税条例等の一部改正について
中津川市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年3月31日専決

中津川市長 青山節児

中津川市税条例等の一部を改正する条例

(中津川市税条例の一部改正)

第1条 中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第32条の7第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第36条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「みなし」を「みなして」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第36条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第40条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第40条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第3

49条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第55条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第56条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第78条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の」に改め、「施行規則第16条の2の3」の次に「第2項」を加え、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1

項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第80条第1項中「第78条第2項」を「第78条第3項」に改める。

第138条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項、第24項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第7条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第9条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第9条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第9条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項

中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第9条の2第19項を同条第18項とする。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第18条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条及び附則第19条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第20条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条及び附則第23条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第25条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第27条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第28条第1項中「第36条第5項」を「第36条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第29条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（令和元年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、中津川市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の中津川市税条例（以下「新条例」という）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及

び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第32条の7第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第55条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第27条の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

（中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年中津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成28年中津川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 中津川市税条例等の一部を改正する条例（平成29年中津川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(中津川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 中津川市税条例等の一部を改正する条例(平成30年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

専第2号

中津川市介護保険条例の一部改正について
中津川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年3月31日専決

中津川市長 青山節児

中津川市介護保険条例の一部を改正する条例

中津川市介護保険条例（平成12年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第9条中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同条第1号中「23,850円」を「19,080円」に改め、同条第2号中「36,570円」を「31,800円」に改め、同条第3号中「46,110円」を「44,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の中津川市介護保険条例附則第9条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

専第3号

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年3月31日専決

中津川市長 青山節児

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年中津川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専第7号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年4月21日専決

中津川市長 青山節児

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる

者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

専第8号

中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年4月23日専決

中津川市長 青山節児

中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中津川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年中津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専第10号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月1日専決

中津川市長 青山節児

中津川市税条例の一部を改正する条例

(中津川市税条例の一部改正)

第1条 中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第14条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第30条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

第2条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第32条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2

第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議第44号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年5月18日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 恵那峡大橋補修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 258,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市中津川字下沢2337番地の2
株式会社梅田組
代表取締役 三尾 郷 |

議第45号

損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に係る次の損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

令和2年5月18日提出

中津川市長 青山節児

- 1 損害賠償の額 13,300,000円

- 2 損害賠償の相手方 長野県在住の女性